

福島
再生。

被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

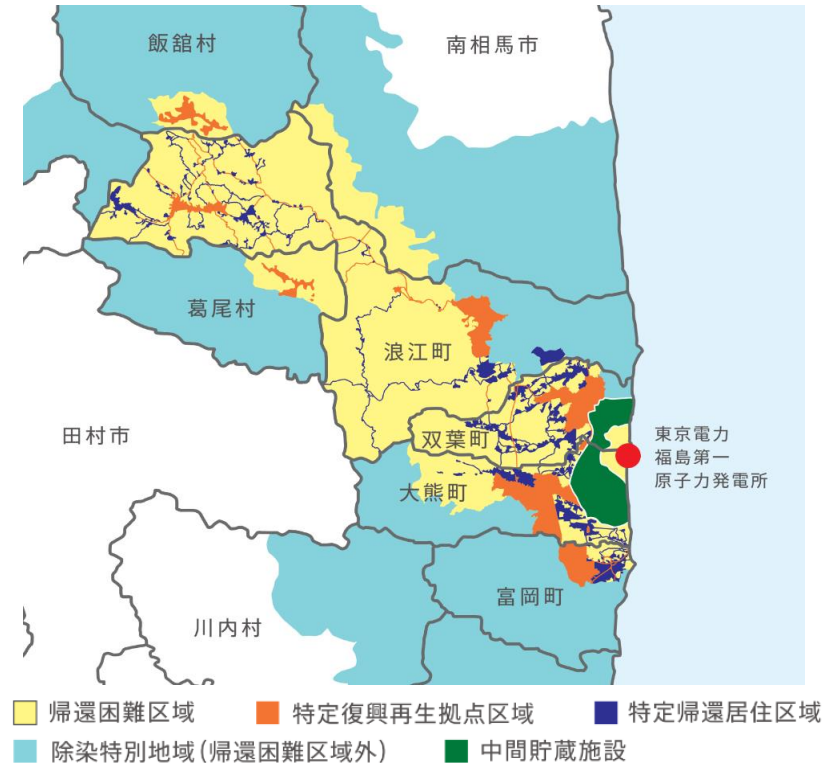
2025年2月24日
環境省

避難指示の解除に向けた取組

○引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、フォローアップ除染等を実施。

○特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく政府方針。

○特定帰還居住区域については、4町において除染や家屋等の解体を着実に実施。



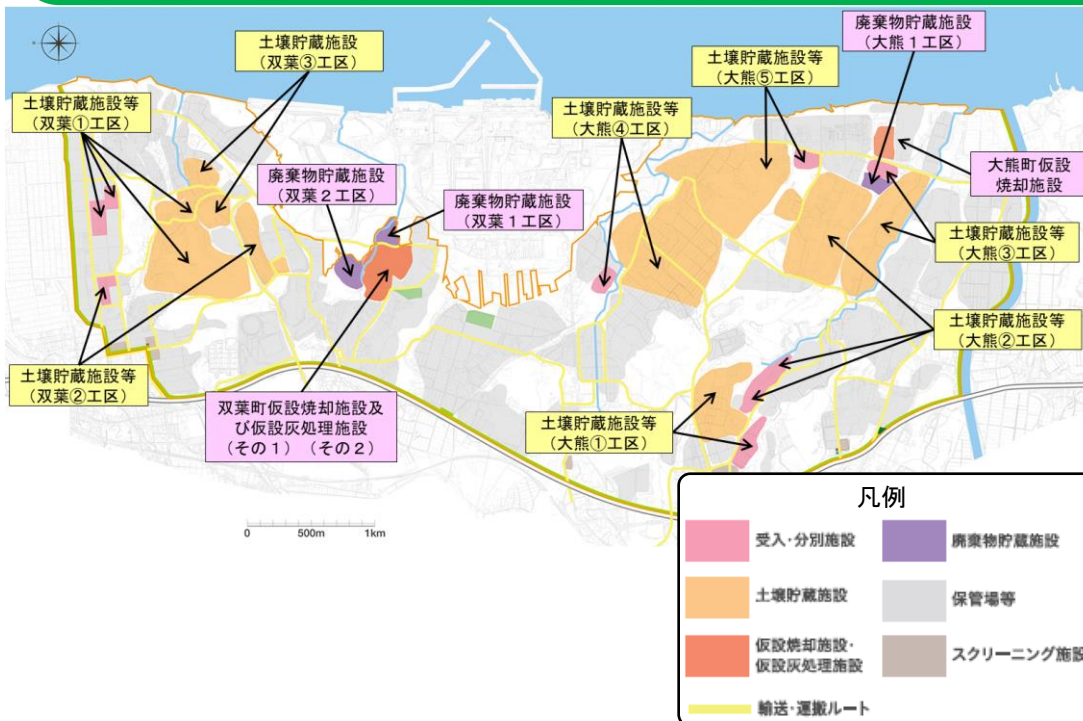
◇特定帰還居住区域に係る各市町村の除染状況

	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町
特定帰還居住区域面積(ha)	先行区域:約60ha 先行区域以外:約380ha	先行区域:約50ha 先行区域以外:約480ha	約710ha	約220ha
特定帰還居住区域復興再生計画認定・除染開始時期	2023年9月 計画認定 12月 除染開始	2023年9月 計画認定 12月 除染開始	2024年1月 計画認定 6月 除染開始	2024年2月 計画認定 9月 除染開始

(大熊町は2024年2月、双葉町は2024年4月に特定帰還居住区域復興再生計画の変更で区域が拡大)

中間貯蔵施設事業の状況

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、その区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)について、2025年1月末時点で、累積約1,406万³m³を中間貯蔵施設へ搬入。
- 搬出が完了した仮置場については、土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、原状回復を実施し、土地所有者に順次返地。国管理の仮置場については、331箇所のうち244箇所で返地済み。(2024年12月末時点)



土壌貯蔵施設の整備状況



県外最終処分、再生利用の方針と現状

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が鍵。2016年に策定した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めている。
- これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、2024年度中の取りまとめに向け、再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の検討を進めており、さらに、これらの検討の進捗状況を踏まえ2025年度以降の取組の進め方も検討を進めている。
- 県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議※が設置され、第1回を昨年12月20日に開催。各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていく。

※福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

◇最終処分・再生利用に係る理解醸成



◇IAEA事務局長との面会の様子



◇第一回閣僚会議の様子



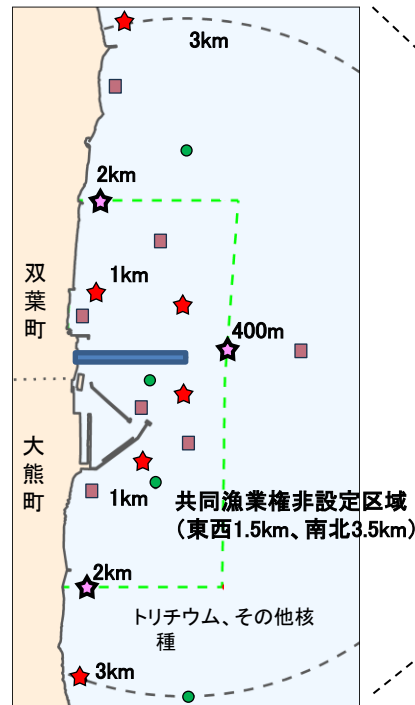
ALPS処理水放出後の海水のモニタリング結果の概要

- 精密な分析に加え、令和5年8月24日の放出開始以降、速報のための分析についても高頻度で実施。
- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～20 Bq/L
- 放出口近くでは国内の過去の変動の範囲内であったほか、放水口から数km離れれば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっており、人や環境への影響がないことを確認。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。

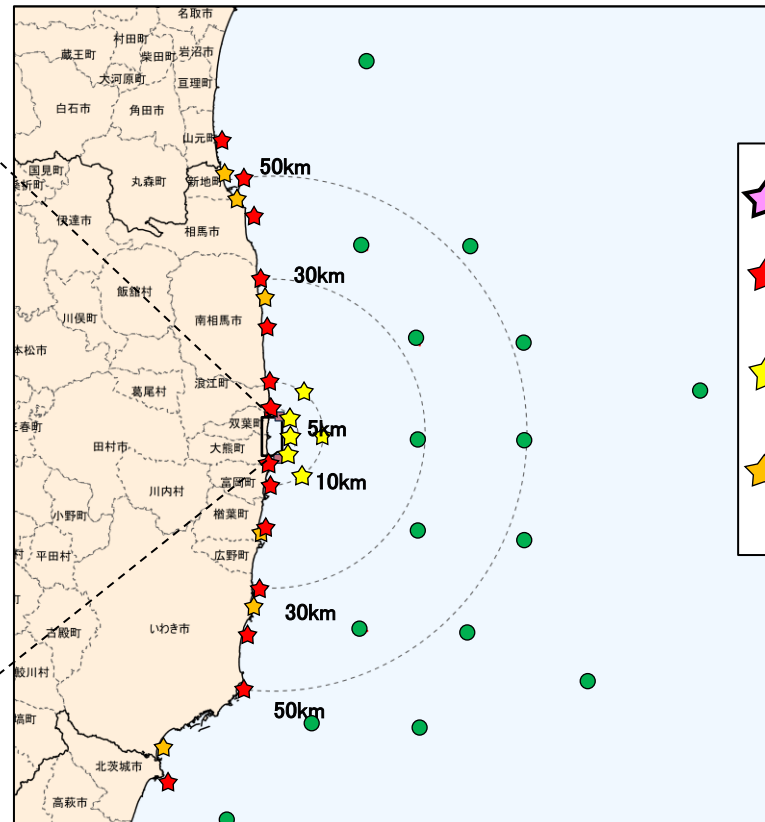
(参考) 原子炉等規制法に基づく規制基準: 60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準: 10,000 Bq/L

東京電力が放出停止を判断する値: 発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L

【拡大図】



【広域図】

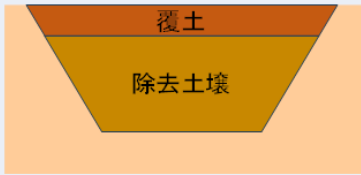
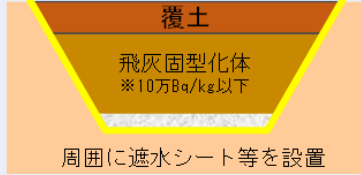
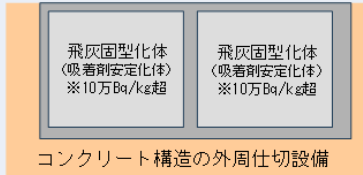


- ★ 海水中のトリチウムを測定（迅速及び精密分析）
その他の関連核種を測定（計3測点）
- ★: 海水中のトリチウムを測定
（迅速及び精密分析を実施、計20測点）
- ★: 海水中のトリチウムを測定
（精密分析を実施、計6測点）
- ★: 海水浴場における海水中のトリチウムを測定
（計6測点）

- ★ ★: 環境省の測点（計35測点）
- ★ ★: 原子力規制委員会の測点（計20測点）
- : 福島県の測点（計9測点）

参考：県外最終処分に係る複数選択肢（案）

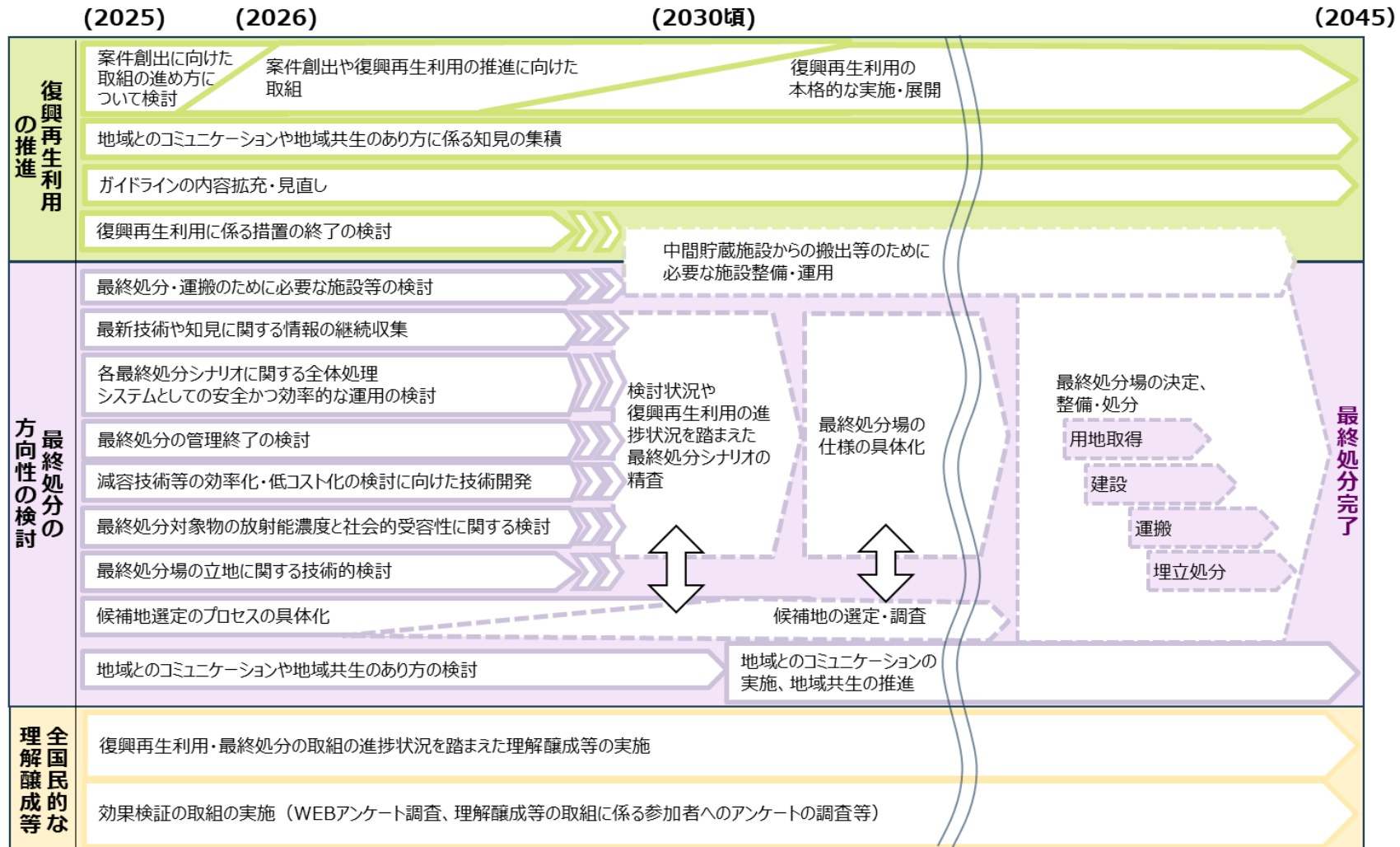
令和7年2月7日 中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ（第10回）資料3 抜粋

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の組合せ	減容しない	分級処理	分級＋熱処理	分級＋熱処理＋飛灰洗浄
最終処分量※1	約210万～310万m ³ 【内訳】 除去土壌：200～300万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約150万～220万m ³ 【内訳】 除去土壌：140～210万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約30万～50万m ³ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万m ³ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度（土壌由来）	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構造（処分場のタイプ）	<①除去土壌> 	<②廃棄物（10万Bq/kg以下）> 	<③廃棄物（10万Bq/kg超）> 	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理コスト※3				

- ※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度（1.7 t/m³）で換算。シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。（詳細はスライド16参照）
- ※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。
- ※3 シナリオ（1）は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

参考：福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方案

令和7年2月12日 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用
技術開発戦略検討会（第19回）資料3-1 抜粋



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。

※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。

※理解醸成のための事業の実施も検討。

※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討

※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。